

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱

(平成 7 年 1 0 月 2 3 日	7 福子推第	2 7 6 号	決 定)
(平成 8 年 1 1 月 2 1 日	8 福子推第	4 1 0 号	一部改正)
(平成 9 年 8 月 2 5 日	9 福子推第	3 5 1 号	一部改正)
(平成 1 0 年 6 月 2 3 日	1 0 福子推第	2 8 5 号	一部改正)
(平成 1 1 年 6 月 2 4 日	1 1 福子推第	2 4 5 号	一部改正)
(平成 1 2 年 1 0 月 2 0 日	1 2 福子推第	5 3 8 号	一部改正)
(平成 1 3 年 1 1 月 5 日	1 3 福子推第	4 8 2 号	一部改正)
(平成 1 4 年 9 月 2 0 日	1 4 福子推第	6 0 2 号	一部改正)
(平成 1 5 年 1 2 月 5 日	1 5 福子計第	1 1 5 7 号	一部改正)
(平成 1 7 年 1 1 月 1 日	1 7 福保子計第	5 2 8 号	一部改正)
(平成 1 8 年 1 2 月 8 日	1 8 福保子計第	4 4 7 号	一部改正)
(平成 1 9 年 1 0 月 2 9 日	1 9 福保子支第	8 6 6 号	一部改正)
(平成 2 0 年 9 月 1 2 日	2 0 福保子支第	8 7 6 号	全部改正)
(平成 2 1 年 7 月 1 日	2 1 福保子保第	3 7 7 号	全部改正)
(平成 2 2 年 8 月 2 日	2 2 福保子保第	9 1 0 号	全部改正)
(平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日	2 3 福保子保第	1 5 9 7 号	一部改正)
(平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日	2 4 福保子保第	1 2 5 8 号	一部改正)
(平成 2 5 年 7 月 2 5 日	2 5 福保子保第	8 9 2 号	一部改正)
(平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日	2 6 福保子保第	1 7 1 5 号	一部改正)
(平成 2 8 年 1 月 1 4 日	2 7 福保子保第	1 7 1 5 号	一部改正)
(平成 2 9 年 1 月 1 2 日	2 8 福保子保第	2 7 5 0 号	一部改正)

第 1 事業の目的

- 1 常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

第 3 の 1 に定める事業については、こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- 2 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。

第 3 の 2 に定める事業については、こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

区市町村又は区市町村が適切と認めた者とする。

第3 対象事業

1 都単独型一時預かり事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第36条の3第1項に規定する一般型一時預かり事業の設備基準を満たす専用の保育室等を確保できない場合に、一時的に預かる事業をいう。

（1）対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児とする。ただし、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）の4（2）に規定する余裕活用型（以下「余裕活用型一時預かり事業」という。）の実施場所となる施設等については、定員を超えて受け入れた場合、又は利用定員とは別に設けられた当該事業の定員枠において受け入れた場合を対象とする。

（2）実施場所

下記の施設等において実施すること。ただし、対象児童を含めた保育児童数に照らし、それぞれの施設等における設備及び人員の基準を満たしていること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

イ 法第39条第1項に規定する認可保育所

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び「家庭的保育事業等実施要綱」（平成22年6月25日付22福保子保第437号）に規定する家庭的保育事業（都）

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

カ 「東京都認証保育所事業実施要綱」（平成13年5月20日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

（3）保育の内容

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号。以下「条例」という。）第45条の規定に準じ、事業を実施すること。

（4）その他

ア 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を参考とすること。

イ 地域における保育需要の把握に努め、この事業の対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。

ウ 事業を実施する区市町村及び社会福祉法人等の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならない。

エ 事業を実施する施設は、実施施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

2 定期利用保育事業

定期利用保育事業とは、パートタイム勤務や育児短時間勤務等利用者の保育需要に対応して、保育所等において、児童を一定程度継続的（月を単位として複数月）に保育する事業をいう。

（１）対象児童

子ども・子育て支援法第２７条第１項に規定する特定教育・保育、第２９条第１項に規定する特定地域型保育又は第３０条第１項第４号に規定する特例保育の利用の対象となっていない就学前児童とする。ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

なお、認証保育所で実施する場合は月１６０時間未満の利用者、家庭的保育事業（都）実施場所では実施する場合は週４日以内の利用者とする。

（２）設備及び人員基準

ア 認定こども園、認可保育所及び認証保育所で実施する場合

原則として、一般型一時預かり事業と併せて実施する。ただし、区市町村が保育所等の利用定員の充足状況や地域における一時預かり事業の実施状況等を総合的に勘案して適切と認める場合には、この限りではない。

（ア）一般型一時預かり事業と併せて実施する場合

一般型一時預かり事業の規定に準じて実施すること。ただし、当事業と一般型一時預かり事業の対象となる乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）の６割（保育従事者が２名の場合は１名）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）（以下「保育士等」という。）の資格を有する者であること。

（イ）余裕活用型一時預かり事業又は第３の１と併せて実施する場合

事業実施場所の別に応じ、余裕活用型一時預かり事業又は第３の１の規定に準じて実施すること。

（ウ）前々号及び前号に該当しない場合

認定こども園、認可保育所及び認証保育所の空きスペース及び空き定員を利用して実施すること。ただし、当事業の対象児童を含めた保育児童数に照らし、それぞれの施設における設備及び人員の基準を満たしていること。

イ 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）実施場所では実施する場合

（ア）余裕活用型一時預かり事業又は第３の１と併せて実施する場合

余裕活用型一時預かり事業又は第３の１の規定に準じて実施すること。

（イ）前号に該当しない場合

家庭的保育事業等の空きスペース及び空き定員を利用して実施する。ただし、当事業の対象児童を含めた保育児童数に照らし、それぞれの事業における設備及び人員の基準を満たしていること。

ウ ア及びイを除く一時預かり事業実施施設で実施する場合

一般型一時預かり事業の設備及び人員の基準を満たしていること。ただし、当

事業と一般型一時預かり事業の対象となる乳幼児の処遇を行う保育従事者のうち6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は、保育士等の資格を有する者であること。

エ 専用施設で実施する場合

（ア）設備基準

条例第41条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号。以下「規則」という。）第14条に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。ただし、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.5平方メートル以上とすることができる。

また、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

（イ）人員基準

条例第43条第2項及び規則第16条に準じ、対象児童の年齢及び人数に応じて、当事業を担当する保育従事者を配置することとし、当該保育従事者の数は2名を下回ることはできないこと。ただし、保育士等の資格を有する者を1名以上配置すること。

なお、保育従事者の6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は保育士等の資格を有する者であること。

（3）その他

ア 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。

イ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

ウ 地域における保育需要の把握に努め、この事業の対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。

エ 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、児童の健康状態の把握に努めること。ただし、すべての児童について健康診断等を一斉に実施することが困難な場合には、保護者から個別に診断書を徴することとしても差し支えない。

オ 区市町村は、この事業の地域住民に対する周知が重要であることに鑑み、事業内容の紹介とともに各実施施設等における利用状況等についての周知に関し特に配慮すること。

カ 事業を実施する区市町村及び社会福祉法人等の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならない。

キ 本要綱の要件に適合する実施施設は、実施施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

第4 事業の実施手続

1 届出

- (1) 本事業の実施者が事業を実施し、本要綱に適合するものとしてこの事業の補助申請を行うこととしている場合には、区市町村に対し、あらかじめ、対象予定児童数、事業計画等を届け出ること。
- (2) 区市町村長は、保育所における事業の内容、所要額等の事業計画等についての届出を受け、適切と認められる場合に、この事業を実施すること。

2 積極的対応

区市町村は、実施施設の積極的な取組を妨げることをしないよう、この事業の実施について積極的に対応すること。

第5 費用

- 1 東京都は、区市町村が実施又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- 2 事業を実施するに当たって、保護者負担を必要とする場合には、あらかじめ保護者負担額を設定することができる。ただし、第3の2(2)に規定する事業を実施する場合には保護者負担上限額を、原則として、日額制の場合は1日(8時間まで)当たり2,200円、月額制の場合は1月(1日8時間及び1月160時間まで)当たり44,000円とする。

また、第3の2(2)に規定する事業について、上記の時間を超えて事業を実施する場合には、これらの上限額を超えて保護者負担額を徴収することは差し支えないが、その場合1時間あたり275円を上限とした保護者負担額となるよう設定すること。

(ただし、認証保育所及び家庭的保育事業(都)においては、第3の2(1)の規定の範囲内において実施すること。)

附 則 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。